

議案第4号

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について、別紙のとおり議決を求めます。

平成29年8月2日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

◇鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

倉吉東高等学校全日制課程普通学科普通科及び米子東高等学校全日制課程普通学科普通科において単位制による運営が行われることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 単位制による課程が実施される県立高等学校に、倉吉東高等学校全日制課程及び米子東高等学校全日制課程を加える。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
(実施校)				(実施校)			
第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。				第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。			
高等学校名	課程名	学科名		高等学校名	課程名	学科名	
略				略			
倉吉東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	倉吉東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科
	定時制課程	普通学科	普通科			普通学科	普通科
略				略			
米子東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	米子東高等学校	定時制課程	普通学科	普通科
	定時制課程	普通学科	普通科			普通学科	普通科
略				略			

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日前から引き続き倉吉東高等学校の全日制課程普通学科普通科又は米子東高等学校の全日制課程普通学科普通科に在学している者（同日以後に編入学、転入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなる者を含む。）については、この規則による改正後の鳥取県県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の規定は、適用しない。

鳥取県立高等学校の単位制による全日制、定時制及び通信制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 号